

滋賀県個人情報保護審議会 の 会議概要

滋賀県個人情報保護条例に基づき、以下の事項を審議するため、滋賀県個人情報保護審議会を開催しました。今回の会議については、不服申立案件であるため、非公開の審議会として開催しています。会議の概要については、以下のとおり公表します。

- 名 称 第 111 回滋賀県個人情報保護審議会
- 日 時 平成 29 年 1 月 16 日（月曜日）
午前 9 時 40 分から午前 11 時 50 分まで
- 場 所 大津市京町四丁目 1 - 1
県庁本館 4 階 4 - A 会議室
- 出席者 委 員：近藤月彦、里内緑、仲野武志、松本哲治、毛利公一
（敬称略、五十音順）
事務局：八田室長、青木室長補佐、林副主幹、大倉主査、山下主任主事
（県民活動生活課 県民情報室）
- 議 題
 - 1 諮問第 36 号に係る審議について
転出入に係る文書の利用不停止決定に対する審査請求について、実施機関から提出された追加説明文書を検討し、答申の方向性について審議を行った。
 - 2 諮問第 37 号に係る審議について
健康相談内容および相談対応記録等の一部開示決定に対する審査請求について、実施機関からの口頭説明に係る質問案の審議を行った。
 - 3 諮問第 27 号、第 28 号、第 29 号、第 30 号、第 34 号および第 35 号に係る報告について
県営住宅関係訴状に係る文書の不開示決定（諮問第 27 号）、県営住宅関係訴訟に係る職員が現地調査を行った復命書等の起案等に関する文書の不開示決定（諮問第 28 号）、特定の保有個人情報開示請求に対する決定についての起案等に関する文書の不開示決定（諮問第 29 号）、訴訟代理人の委任契約および現地調査に係る起案等に関する文書の不開示決定（諮問第 30 号）、滋賀県議会に提出した県営住宅における訴訟提起に係る文書に関する文書の一部開示決定（諮問第 34 号）および特定の保有個人情報開示請求に係る決定処分についての起案等に関する文書の一部開示決定（諮問第 35 号）に対する異議申立てについて、実施機関から諮問が取り下げられたことについて報告を受けた。

4 その他

今後の日程連絡等を行った。

■ 会議の概要の公表 当会議概要については、ホームページにより公開します。

■ 問合せ先 滋賀県県民生活部県民活動生活課県民情報室（担当者 山下）

電 話 077-528-3122

FAX 077-528-4813